

「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」
中一部改正

- 第 2 章 1. (2) ロ. を横線のとおり改める。
 - ロ. 申出者につき、法令により流動性に係る規制（流動性カバレッジ比率規制
および安定調達比率規制をいう。以下同じ。）の適用を受ける場合には、当
該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。